

平成17年度岩手県立総合教育センター

中学校・高等学校における 特別支援教育校内体制の確立に関する研究

- 既存の校内体制の活用・発展をとおして -

(第1年次)

研究協力校

県内公立中学校	1 校
県内公立高等学校	1 校

研究協力員

盛岡市立松園中学校	校 長	菅 野 孝 志
岩手県立不来方高等学校	校 長	川 村 祥 平
北上市立北上中学校	教 諭	高 橋 健 仁
水沢市立水沢中学校	教 諭	菊 池 義 仁
紫波町立紫波第三中学校	養護教諭	古 川 制 子
岩手県立東和高等学校	教 諭	赤 崎 俊 枝
岩手県立一関工業高等学校	養護教諭	大 越 恵 子

岩手県立総合教育センター
特別支援教育室
佐々木 政 義
佐藤 信
杉本 光 生
川村 憲 弘

目 次

研究の目的	1
研究の年次計画	1
本年度の研究内容与方法	1
1 研究の目標	1
2 研究の内容与方法	1
3 研究協力校	2
本年度の研究の分析と考察	2
1 特別支援教育校内体制の確立に関する基本的な考え方	2
(1) 中学校・高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒をめぐる教育の今日的動向	2
(2) 中学校・高等学校における学校・学級経営に対する新たな視点と推進上の課題	3
(3) 発達障害に起因する二次的障害と学校不適応との関連性	3
(4) 校内協力に基づく支援の必要性	4
2 県内中学校・高等学校における特別支援教育校内体制に関する実態調査と分析、考察	4
(1) 調査の目的	4
(2) 調査仮説	4
(3) 調査対象校	5
(4) 調査内容	5
(5) 調査の結果と分析	5
(6) 調査のまとめ	8
3 特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想の立案	9
(1) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本的な考え方	9
(2) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想図	10
4 指導の手だての検討	11
(1) 指導の手だてについての構想	11
(2) 手だての試案の内容	11
(3) 「中学校・高等学校における特別支援教育校内体制構築のための手引き」の作成	15
研究のまとめと今後の課題	16
1 研究のまとめ	16
2 今後の課題	17
おわりに	
参考文献	

研究の目的

現在、LD、ADHD等、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、正しい理解に基づく適切な対応が求められ、各学校においては、特別支援教育校内委員会の設置やコーディネーターの指名をはじめとして、それぞれの学校の実情に応じた校内体制の構築と個々のニーズに応じた指導が推進されてきている。

しかし、小学校においては特別支援教育校内体制が整備され、特別な支援が必要な児童に対する適切な対応がなされてきてはいるものの、中学校・高等学校においては、それらの生徒に対する十分な理解と適切な対応がなされていないケースが見られる。この理由としては、教職員の特別支援教育に関する理解が十分ではないとともに、担任に任せればよいという意識があると考えられる。また、LD、ADHD等に起因する問題への対応のみならず、二次的な障害としての学業不振、問題行動の顕著化等への対応が求められるものの、効果的な指導や校内体制を組むことが難しいことも理由であると考えられる。

こうした状況を改善していくためには、中学校・高等学校においてLD、ADHD等の障害理解を深めるとともに、これまで各校において、生徒指導や学習指導等の推進のために作り上げてきた既存の校内体制を活用し、共通理解を基に特別支援教育の校内体制として確立することが必要である。

そこで、本研究では、中学校・高等学校におけるLD、ADHD等の生徒に対する具体的な教育的支援についての検討、実践等をとおして、特別支援教育校内体制の在り方を明らかにしようとするものである。

研究の年次計画

この研究は、平成17年度から平成18年度にわたる2年次研究である。

第1年次（平成17年度）

- ・県内の中学校・高等学校における特別支援教育校内体制の現状と課題の把握
- ・特別支援教育にかかわる校内体制作りを推進していくための既存の校内体制の活用と発展の在り方についての手だての作成

第2年次（平成18年度）

- ・中学校・高等学校における既存の校内体制の活用・発展を基にした特別支援教育校内体制の在り方についてのまとめ

本年度の研究内容与方法

1 研究の目標

県内の中学校・高等学校における特別支援教育校内体制の現状と課題の把握を行い、課題を明らかにし、既存の校内体制の活用と発展の在り方についての手だてを検討する。

2 研究の内容与方法

(1) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本的な考え方の検討（文献法）

既存の校内体制を活用・発展させた特別支援教育校内体制の確立についての基本的な考え方を検討する。

(2) 県内中学校・高等学校における特別支援教育校内体制に関する実態調査と分析、考察（質問

紙法)

基本的な考え方を踏まえ、県内すべての中学校・高等学校に実態調査を行い、基本構想の立案及び手だての試案作成に必要な資料を得る。

(3) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想の立案

実態調査の分析と考察を踏まえ、特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想を立案する。

(4) 指導の手だての検討

実態調査の結果とその分析及び基本構想に基づき、既存の校内体制を活用・発展させた特別支援教育校内体制の確立についての手だてを検討する。

(5) 研究協力校における特別支援教育校内体制にかかわる現状と課題の把握(質問紙法・観察法・面接法)

中学校・高等学校それぞれの研究協力校の特別支援教育校内体制にかかわる現状と課題を把握する。

(6) 指導にかかわる実践推進計画の立案と第一次実践(指導実践)

研究協力校の現状と課題を踏まえ指導にかかわる実践推進計画を立案し、第一次実践を行う。

3 研究協力校

県内公立中学校 1 校 県内公立高等学校 1 校

本年度の研究の分析と考察

1 特別支援教育校内体制の確立に関する基本的な考え方

(1) 中学校・高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒をめぐる教育の今日的動向

特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議のまとめ(平成15年3月)によると、小・中学校におけるLD、ADHD等(学習障害・注意欠陥/多動性障害・高機能自閉症等)の児童生徒は、通常の学級在籍者の6%程度と示された。こうした動向を踏まえ、これからの障害のある児童生徒の教育は、ノーマライゼーションの理念を背景にして、「特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行う」ことが強調された。つまり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教育は、教育の場を固定したものと考えず、個々の教育的ニーズに柔軟かつ適切な対応を図り、展開することとなった。

こうした流れを背景に、今年度、国レベルでは「発達障害者支援法」(2005.4.1)が施行され、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害)を早期に発見し、発達支援を行うことについて国及び地方公共団体の責務となることが明文化された。また、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(2005.12.8中央教育審議会特別支援教育特別委員会)により、特別支援教育の具体化に向けた制度の見直しについても動き出しているところである。

一方、県レベルでも、本年6月、「発達障害のある児童生徒等への支援について」(2005.6.1)、「小・中学校における特別支援教育推進体制の充実について」(2005.6.20)のほか、「県立高等学校における特別支援教育推進体制の整備について」(2005.6.22)といった動きがあり、小・中学校のみならず、高等学校においても、コーディネーターの指名、校内委員会の設置に向け、準備・検討が求められている。

このように、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対するライフステージをとおしての支援、つまり一貫性のある支援が必要であり、幼児期から小・中学校、高等学校、さらに就労の場とどの段階においても連続性を念頭にいた積極的な対応は不可欠であると考えられる。

(2) 中学校・高等学校における学校・学級経営に対する新たな視点と推進上の課題

障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた積極的かつ柔軟な対応の推進は、単に障害児教育の問題ではなく、学校教育全体の課題として位置づけ、一部担当者に任せるのではなく、広く学校職員全体で担うものであるという意識の改革を目指すものである。同時に、特別な教育的支援を必要とする生徒を包み込んだ新しい視点での学校経営・学級経営を目指すものでもある。また、学校や地域により人的・物的な条件が異なる中で、各学校では、特別支援教育について、実情に合わせた主体的・全校的な取組が求められている。

こうした近年の特別支援教育をめぐる情勢を踏まえ、当総合教育センター特別支援教育室では、平成15～16年度の2年間、「小・中学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する『校内協力に基づく指導』の在り方に関する研究 - 校内協力推進計画を中心に - 」をテーマに掲げ、研究に取り組んだ。その中で、特別支援教育校内体制をハード面（組織体制づくり）とソフト面（具体的指導の展開）とに分け、それぞれの役割分担を行うことや特別支援教育コーディネーターの機能を校内委員会内で分担することを柱として、県内小学校における指導実践を行った。その結果、成果として明らかとなったことは次の4点にまとめられる。

- ・ハード面である組織体制づくりを校内委員会、ソフト面である具体的指導の展開は少人数の支援チームに位置付けた。その結果、役割分担した校内支援体制による取組は、人的・物的資源が少ない学校現場においても子どもの望ましい変容がみられる等、校内支援体制を機能させる上で有効であった。
- ・支援チームでの計画立案、評価は、新たな視点からの児童の情報や指導の手だての提供及び、別角度からの児童の行動等の理解がなされ、指導方針の構想や指導課題を見直す上で効果的であった。
- ・支援チームの取組が教職員全体に共通理解されることが指導の成果をあげる上でも大切であることが確認できた。
- ・手だてが必要とされる部分について作成した手引きや資料集は、学校現場において取組を行う際の手がかりとなり、支援チームにおいて具体的な手だてを考える際に有効に活用され、手引きや資料は必要であることが確認できた。

このように、前次研究においては手だての有効性が確かめられた。

しかし、小学校において有効であった前述の手だてを中学校・高等学校に活用していくことは、難しい面が多いと予想できる。その理由として、教職員の意識、教科担任制という指導のシステム、学業不振・問題行動の顕著化への対応の難しさ等、小学校とは違った現状の難しさが存在することがあげられる。実情に合わせた主体的・全校的な取組を推進していくためには、中学校・高等学校で有効となる新たな手だてが必要である。

(3) 発達障害に起因する二次的な障害と学校不適応との関連性

特別な支援を必要とする児童生徒が思春期を迎え、様々な観点から自分を見つめるようになってから、「自分が友だちと違う」「友だちのようにできない」「友だちが自分を違う目で見ている」など、自分に対する自尊心や自己評価が低下するケースが多く見られる。また、こうした状況にいじめなどが加わることによって、問題行動の顕著化、引きこもり、不登校など二次的な問題が起こることも少なくないのが現状である。

現在、中学校・高等学校においては、生徒指導上の問題に対しては生徒指導委員会等が対応している場合がほとんどであるが、本人の意識の問題、環境の問題等、学校不適応の生徒の中

には、発達障害の二次的な障害から起因することがあることの認識の弱さ、つまり、発達障害という視点からの生徒理解は少ないのが現状である。

校内支援体制という枠組みの中で考えていく場合、中学校段階においては、生徒指導上の問題に発達障害という視点を盛り込んだ取組で成果をあげた実践報告（2005 徳島市立城東中学校他）があるものの、数少ないのが現状である。また、高等学校段階においても福島県川俣町のモデル事業で、校内支援体制推進のためのポイントや校内委員会設置の方向性等は示されているものの、実践についてはまだ始まったばかりという状況である。

発達障害による二次的な障害としての学校不適応に対応していくためには、軽度発達障害とその対応の在り方について、全校体制で理解を進めていく必要があると同時に、学校不適応等、生徒指導上の問題を扱う組織を活用・発展させることにより、特別支援教育との関連性を重視した校内支援体制の構築が進められるものと思われる。この研究において「組織を活用した支援体制」とは、既存の組織の目的・メンバーをある程度維持したまま、その体制の中で、特別な支援を必要とする生徒の支援を考えていくするものであり、「組織を発展させた支援体制」とは、既存の組織の目的・メンバーを特別な支援を必要とする生徒の実態等に合わせ、発展的に変化させて支援を考えていくものと捉える。

(4) 校内協力に基づく支援の必要性

以上のことから、特別支援教育の方向性と各地域の実情を踏まえた中学校・高等学校における特別支援教育の在り方について、学校経営の改善と全校的な支援の展開という観点から究明していくことは、重要な課題となっている。

したがって、特別な支援を必要とする生徒の教育にかかわる新たな課題解決のためには、教員の意識改革と学校・学級経営の改善を基盤に据え、生活・学習指導の具体的対応について、限られた人的・物的資源を最大限に活用し、校内で連携・共同して取り組んでいくことが求められる。

2 県内中学校・高等学校における特別支援教育校内体制に関する実態調査と分析、考察

(1) 調査の目的

本調査は、県内の中学校・高等学校を対象に、特別な教育的支援を必要とする生徒に対する校内における指導体制の現状と課題を明らかにし、このような生徒への望ましい指導の在り方等の資料を得るために実施した。

(2) 調査仮説

調査仮説として次の三点を設定した。

調査仮説1 中学校・高等学校においては、学習障害（以下、LD）・注意欠陥／多動性障害（以下、ADHD）・高機能自閉症について、判断するための体制が整っていないのではないか。

調査仮説2 中学校・高等学校において（特に高等学校）は、特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、校内の組織的な支援体制が整っていないのではないか。

・中学校においては、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応を調整・推進するための専門的な組織（特別支援教育校内委員会等）はあるものの、十分に機能していないのではないか。

・高等学校においては、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応を調整・推進するための専門的な組織（特別支援教育校内委員会等）がなく、十分な対応がされていないのではないか。

(3) 調査対象校

調査対象校は、県内すべて **【表 1】回答状況**

の中学校203校、高等学校93校、計296校（回収率95.3%）であり、回答状況は【表 1】に示した通りである。なお、

	対象学校数	回答学校数	回収率
中学校	203	195	96.1%
高等学校	93	87	93.5%
全体	296	282	95.3%

回答は学校全体の職員及び生徒の情報を最も把握しており、外部機関との連絡の窓口になっていると思われるという理由から、各校教頭に依頼した。

(4) 調査内容

調査紙の主な内容は、【表 2】に示したとおりである。

【表 2】調査紙の内容

<p>特別な教育的支援を必要とする生徒の在籍について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師が診断した生徒の在籍 ・ 学校としてその疑いがあると判断した生徒の在籍 ・ 疑いがあると学校が判断した根拠 <p>特別な教育的支援を必要とする生徒への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒への対応についての協議の有無 ・ 協議を行う集団 ・ 対応を調整・推進する専門的な組織の有無 ・ 専門的な組織の構成 ・ 組織的な対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の担当者 ・ 対応を調整・推進する専門的な教員の有無 ・ 専任の教員が行っていること ・ 専任の教員の必要性 <p>特別な教育的支援を必要とする生徒の教育に対するこれまでの取組について</p> <p>特別な教育的支援を必要とする生徒の教育の今後の課題について</p> <p>特別な教育的支援を必要とする生徒の教育について（自由記述）</p>
--	---

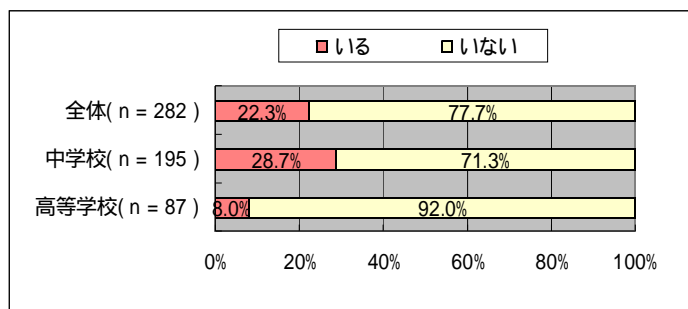
(5) 調査の結果と分析

ア 特別な教育的支援を必要とする生徒の在籍について

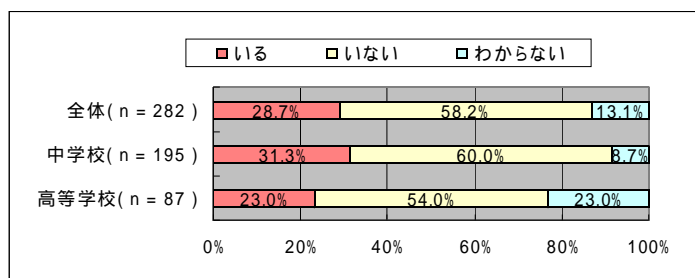
【図 1】は特別な教育的支援を必要とする生徒であると医師が診断した生徒の在籍状況、【図 2】は、特別な教育的支援を必要とする生徒の疑いがあると学校が判断した生徒の在籍状況を示したものである。

この二つから、特別な教育的支援を必要とする生徒が、「いない」または「わからない」とした学校数の合計が全体の70%程度であることが分かった。

次頁【図 3】は、特別な教育的支援を必要とする生徒の疑いがあると学校が判断した根拠について示したものである。



【図 1】医師が診断した生徒の在籍



【図 2】疑いがあると判断した生徒の在籍

中学校・高等学校ともに全体の60%以上が、担任等校内関係者の気付きによるものであることが分かった。

このことは、その気付きが担任、あるいは担当者レベルの気付きであって、全職員あるいは校内委員会における気付きではないことが考えられる。

この結果から、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、小・中学校の通常の学級に約6%程度在籍しているということと、高等学校への進学率が95%を越えているということを前提に考えるならば、中学校・高等学校において、生徒一人一人が抱えるニーズや困難さについての確かな把握がなされているかどうか懸念されることである。

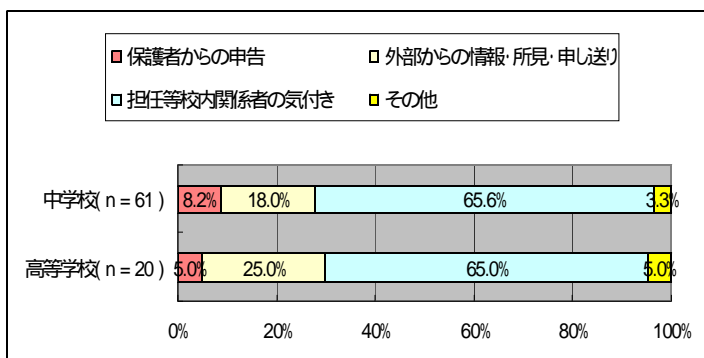
イ 特別な教育的支援を必要とする生徒への対応について

【図4】は、特別な教育的支援を必要としている生徒が在籍する場合、対応について協議が行われているかどうかを示したものである。中学校においては全体の80%以上、高等学校においては全体の90%以上の学校が協議を行っている。さらに、【図5】から、その協議の多くが、全職員あるいは学年で行われていることが分かる。特に高等学校では、全職員よりも学年で協議する学校の方が多い。

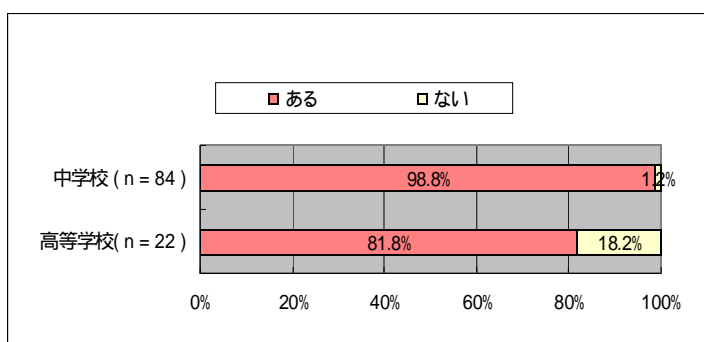
このことから、対応についての職員間の協議は必要とされていること、また、その協議は、全職員あるいは学年レベルでの協議であることが多いということが分かる。さらに【図6】より、対応を調整・推進するための専門的な組織（特別支援校内委員会等）については中学校でほぼ組織されつつある段階だが、高等学校ではほとんど設置されていないというのが現状である。

その集団の構成メンバーであるが、校長、教頭、教務主任の他に生徒指導担当、学年主任、養護教諭が多く含まれている。

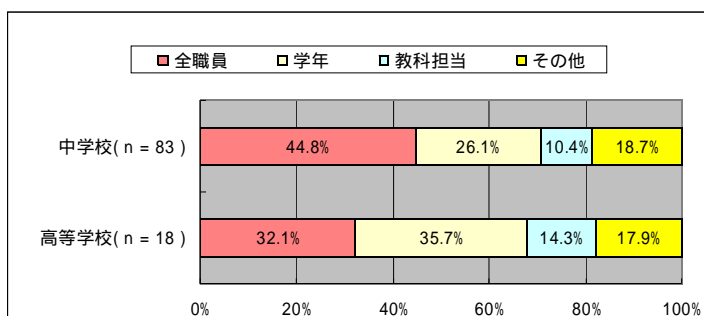
また、次頁【図7】より、特別な教育的支援を必要とする生徒の対応については、担任、授業担



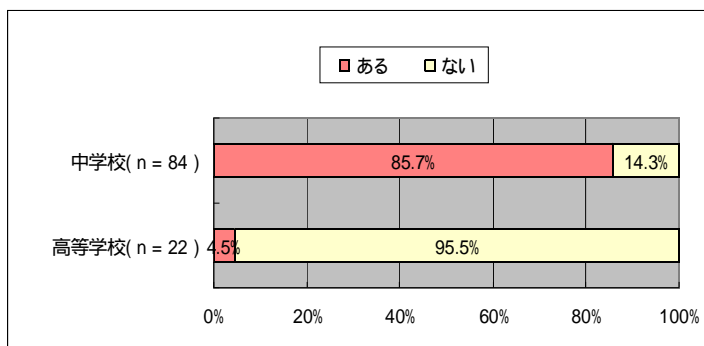
【図3】学校として疑いがあると判断した根拠



【図4】対応についての協議の有無



【図5】協議を行っている集団

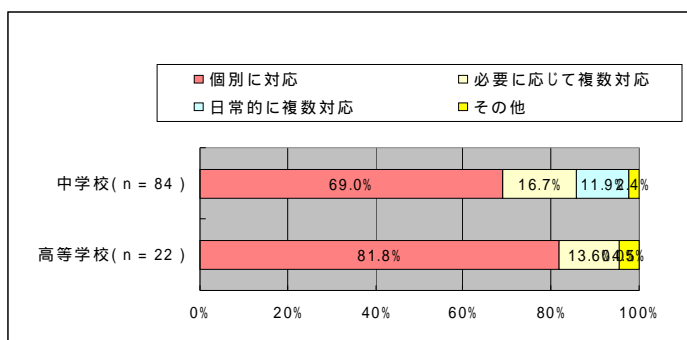


【図6】専門的な組織の有無

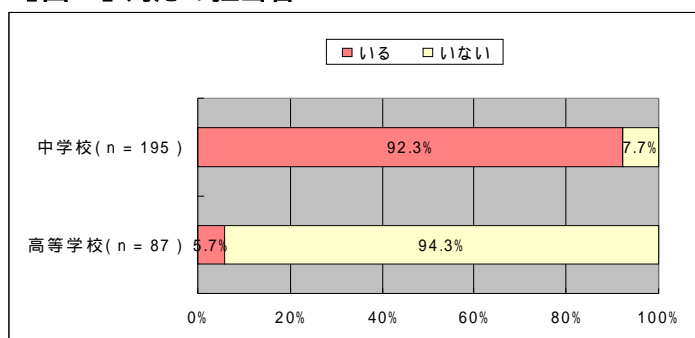
当者、クラブ担当者、養護 教諭等個別に対応している学校が、およそ70～80%である。職員会議や学年会で協議を行ってはいるが、直接の対応が担任や担当者任せになっているのである。

このことから、組織的な対応が望ましいとされているにもかかわらず、結果として個別に対応している学校が多いことが分かった。さらに【図8】より、生徒の実態把握に関すること、その生徒の担任等への支援に関すること、保護者や他機関との連携に関することなどを中心に行う専任の教員（特別支援教育コーディネーター等）は、中学校では90%以上が指名済みであるが、逆に高等学校では90%以上が未指名であった。今後、より効果的に特別な教育的支援を必要とする生徒の指導、支援を進めるためには、校内、校外での対応について、調整、推進する専任の教員を中心に、複数の教員で協議、支援していくための体制作りを進めていくことが必要と考えられる。

以上のことから、特別な教育的支援を必要とする生徒を支援する校内の組織的な体制については、学校の実情に応じて、既存の組織を活用したり新しい組織を作ったりしながら、より機能しやすい体制を整えていくことが必要であると考えられる。さらに、中学校・高等学校において重要な組織単位である学年会を活用することが有効と思われる。



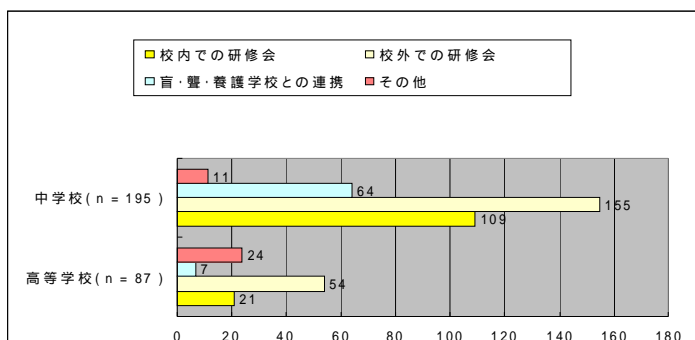
【図7】対応の担当者



【図8】専門的な教員の有無

ウ 特別な教育的支援を必要とする生徒の教育に対するこれまでの取組について

【図9】より、過年度も含めたこれまでの取組については、「校内での研修会の開催」や「校外での研修会への参加」が多かった。また、中学校・高等学校ともに「養護学校との連携」が少なかった。その他の項目の中に記述が目立った医療との連携も含めて、外部との連携を調整、推進する専門の教員の指名や、体制作りを進めていく必要があると考えられる。



【図9】これまでの取組

これらの課題を解決するためにも、校内の組織的な支援体制の必要性は高いと考えられる。

オ 特別な教育的支援を必要とする生徒の教育について

小学校とは違い教科担任制であることから、必ずしも特別な教育的支援を必要とする生徒への対

応が担任中心とはいかないことや、進学や進路に関わる問題意識、保護者との連携の難しさ等、中学校・高等学校ならではの課題が見受けられた。また、「関係機関との連携を図りたいのだが方法が分からない」とか、「今後に向けて全職員が研修を積んでいく必要性を感じる」等の前向きな意見も多く見られた。

(6) 調査のまとめ

調査によって明らかになった内容を、調査仮説に即して次のようにまとめた。

調査仮説 1

今回の調査の結果、中学校・高等学校においてLD・ADHD・高機能自閉症等の疑いがあるかどうかについて、判断するための体制が確立されていないことが明らかになった。

校内の支援体制が整えられることにより、組織的な協議や判断が可能になる。また、校内研修の実施と充実が図られることにより、学級担任もしくは、かかわりをもつ教員の気付きを促すことができると考えられる。障害理解を踏まえた生徒理解の視点に立って、日々の授業や学校・学級経営、生徒指導上の問題に取り組めるようにしていくことが重要であることから、本研究において、LD・ADHD・高機能自閉症等について、適切に判断するための体制が整えられるように具体的な方法を提示する必要性が明らかとなった。

調査仮説 2

今回の調査の結果、中学校・高等学校においては、特別な教育的支援を必要とする生徒に対して校内の支援体制が整っていないことが明らかとなった。

中学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や特別支援教育校内委員会等、特別な教育的支援必要とする生徒への対応を調整・推進する組織づくりは、ほぼ済んでいる状態である。しかし、生徒に対する全体的な協議は行われているものの、実際に対応しているケースは担任、担当教員、養護教諭等個別であることが多い。チームとして様々な問題に対応していくことが望ましいことを考えると、十分な支援体制が構築されていないことが考えられる。また、高等学校においては、医師の診断を受けた生徒や学校で疑いのあると判断された生徒が在籍しているにもかかわらず、ほとんどの学校では、特別な教育的支援を必要とする生徒の指導上の問題や支援方法の検討に対して、既存の校内組織が対応しているということが明らかになった。本年6月に、県教育長名で「特別支援教育推進体制について」という文書が県立高等学校長宛に通知が出されたことや、今回の調査の中で、各学校の課題として、「校内協力による指導体制作り」や「障害の判断」を取り上げる学校が多いことから、今後、校内の支援体制作りが推進されていくと予想される。

特別な教育的支援を必要とする生徒は、中学校・高等学校の段階において、周囲の不適切な対応や、様々な失敗経験や周囲の無理解からのいじめによって、意欲や自尊心の低下など二次的な障害が表面化してくることも考えられる。学習指導上の問題の他に、学校不適應等の生徒指導上の問題、進学・進路の問題等、これまで校内の組織（「生徒指導委員会」「進路指導委員会」等）で取り上げられていた内容の中には、特別な教育的支援を必要とする生徒の二次的な障害の問題が含まれることも少なくないのである。今後、生徒に対して特別な教育的支援を効果的に行うために、校内、学年内での共通理解を深めた上で、さらに、具体的な支援の内容を示し、支援の体制を構築していくことが必要と思われる。そこで、中学校・高等学校においては、それぞれの学校の実情に応じて、既存の委員会等の組織を活用しながら支援体制を構築していくことが望ましいと考える。学級担任等、担当者が一人で問題を抱え込むことがないよう、チームとして対応し、学習指導や生徒指導上の問題、進路指導、保護者や関係機関との連携等、機動性に優れた体制

の必要性が明らかとなった。

3 特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想の立案

(1) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本的な考え方

前次研究の成果を踏まえて、中学校・高等学校における既存の校内体制の活用・発展をととした特別支援教育校内体制の確立を行うための基本的な考え方についてまとめた。

ア 校内委員会による取組

学級担任や教科担当等が一人で問題を抱え込んだり、学校の中で孤立したりさせないためには、校内の協力的関係を高めることが必要である。また、一部担当者に偏ることなく全校的な取組へと共通理解を図ることも大切である。そのためには、特別支援教育校内委員会を組織し、特別支援教育を校務分掌に位置付けた取組や、職員会議等による検討・共通理解の取組も望まれる。

しかし、新たな校内委員会の設置が難しい状況の中では、従来からある校内組織等の活用が望まれる。校内には、これまでの取組の中で、生徒指導・教育相談・学力向上等の校内支援の組織・システムがある。特別な教育的支援を必要とする生徒への特別な教育的支援を検討する場合においても、これまでの組織・システムを有効活用することが大切である。

イ 校内協力に基づく指導

本県の中学校・高等学校の多くは小規模・中規模校が多く、教職員の人的な余裕がないのが現状である。また、特殊学級未設置校も多く、特別支援教育の専門性を有する職員が校内にいないといった状況もある。こういった、人的にも専門的にも資源が少ない学校においては、特別な支援を必要とする生徒を支援していく校内体制を構造的に整理し、機能の分担化を図っていく必要がある。

具体的には、特別支援教育校内体制をハード面（組織体制づくり）とソフト面（具体的指導の展開）とに分け、それぞれの役割分担を行うことや特別支援教育コーディネーターの機能を役割分担することが大切である。主にハード面である校内全体での実態把握や協力体制の構築等の役割を校内委員会が、主にソフト面である対象生徒の指導にかかわる内容を支援チームがそれぞれ担うことにより、資源の限られた学校においても効果的な支援体制を構築していくことができると思われる。

ウ 日常的な支援チームによる検討

特別な教育的支援を必要とする生徒に対する日常的な指導は、その生徒に接する機会が多い担任が中心になるものの、担任一人が抱え込まないで指導にあたっていくことが大切である。担任が構成メンバーの中に入った少人数の支援チーム内で、指導にかかわる計画立案や実践の評価を日常的に検討していくことにより、個の変容に対応した指導が可能になると思われる。

特別な支援を必要とする生徒は日々の変容が大きいことが予想されるので、その状況を逃さず、その状況に対応した日々の効果的な指導が大切である。

エ 校内研修の実施と充実

各担任に気付きを促したり、校内理解のための共通理解を図るためには、校内の研修会を年間計画の中に位置付け、計画的に実施する必要がある。特に、障害に応じた特別な教育的支援を具体化していくためには、教育的診断や該当生徒に対する保護者の理解を深めていくための研修の積み重ねを重要視しなければならない。また、これまでの校内の実践等で有効であった指導法等を蓄積・集約することや、効果的な対応をしている授業や指導、実践を

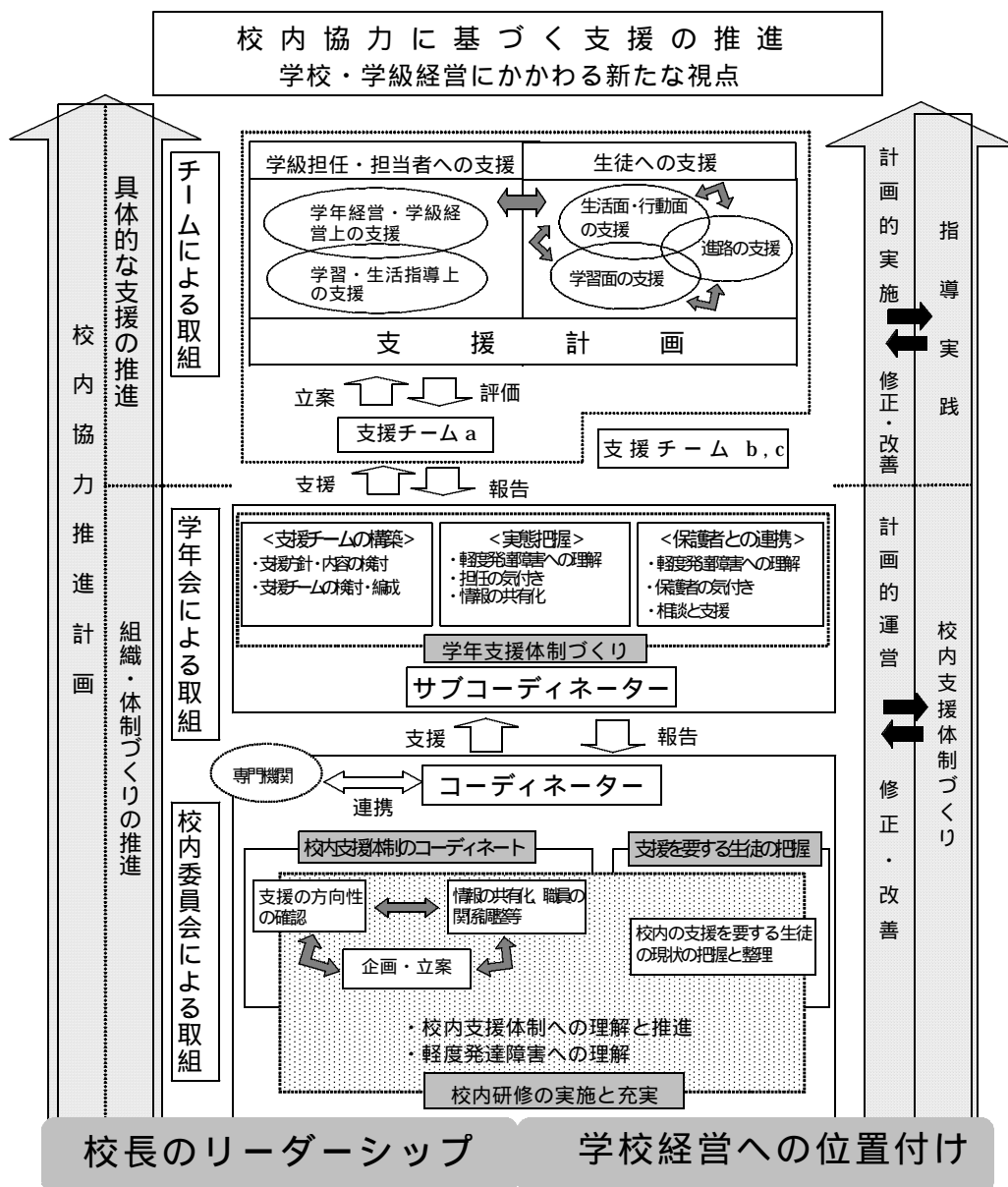
交流し合う等の取組が重要である。

オ 校長のリーダーシップとマネジメントの必要性

特別な支援を必要とする生徒への対応を校内体制を基本として展開する上で、校長のリーダーシップは必要不可欠である。日常的な校内支援体制を推進させていくためには、その方針を職員全員に明示していくことが大切であり、そのことが、担任の問題意識を高め、取組を活性化させていくことにつながっていくと考える。校長が特別支援教育の必要性を認識し、取り組む姿勢を示し、リーダーシップをとることが、特別支援教育の起点となるものであると考える。そのためには具体的に「特別支援教育マネジメントの方策」を明確にし経営にあたっていくことが求められる。

(2) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想図

基本的な考え方を踏まえ、本研究における特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想図を【図10】のように作成した。



【図10】基本構想図

4 指導の手だての検討

(1) 指導の手だてについての構想

前次研究及び本研究における基本的な考え方と調査結果から、校内協力に基づく支援を推進するための構想を示したものが【図10】である。

本研究においては、次の2点から手だてを考えていくこととする。

- ・ハード面（組織・体制づくり）とソフト面（具体的指導の展開）による構成
- ・校内委員会・学年会と支援チームの役割分担と連携

ハード面である組織・体制づくりにおいては、既存の委員会と学年会への特別支援教育機能を付加することにより、校内委員会として活用することを想定している。

ソフト面である生徒への具体的指導の展開は、支援チームが担うこととする。支援チームでの支援は、生徒への支援と担任・担当者への支援が考えられる。支援チームは、担任を中心として構成し、生徒のニーズに応じて構成員を編成する。必要最小限の人数構成とすることで、短時間で情報を共有化し、生徒への対応が迅速にできることを想定している。

校内委員会・学年会と支援チームの役割分担と連携では、特別支援教育コーディネーターとサブコーディネーターを指名し、それぞれが役割を分担して校内支援体制の推進に当たる。特別支援教育コーディネーターが校内委員会を、サブコーディネーターが学年会を担当することを想定している。コーディネーターとサブコーディネーター、支援チームは、常に連絡を取り合い、支援状況について共通理解をし、連携を図っていくことが必要である。

校内協力に基づく支援を円滑に推進するために「中学校・高等学校における特別支援教育校内体制構築のための手引き」を作成することとする。

(2) 手だての試案の内容

ア 「組織・体制づくり」の推進

校内協力に基づく支援体制づくりは、全校として特別支援教育を推進するための「校内委員会による取組」と実際の指導の中心となる「学年による取組」からなる。

(ア) 校内委員会による取組

校内委員会による取組では、「校内支援体制のコーディネート」、「支援を要する生徒の把握」、「校内研修の実施と充実」が上げられる。

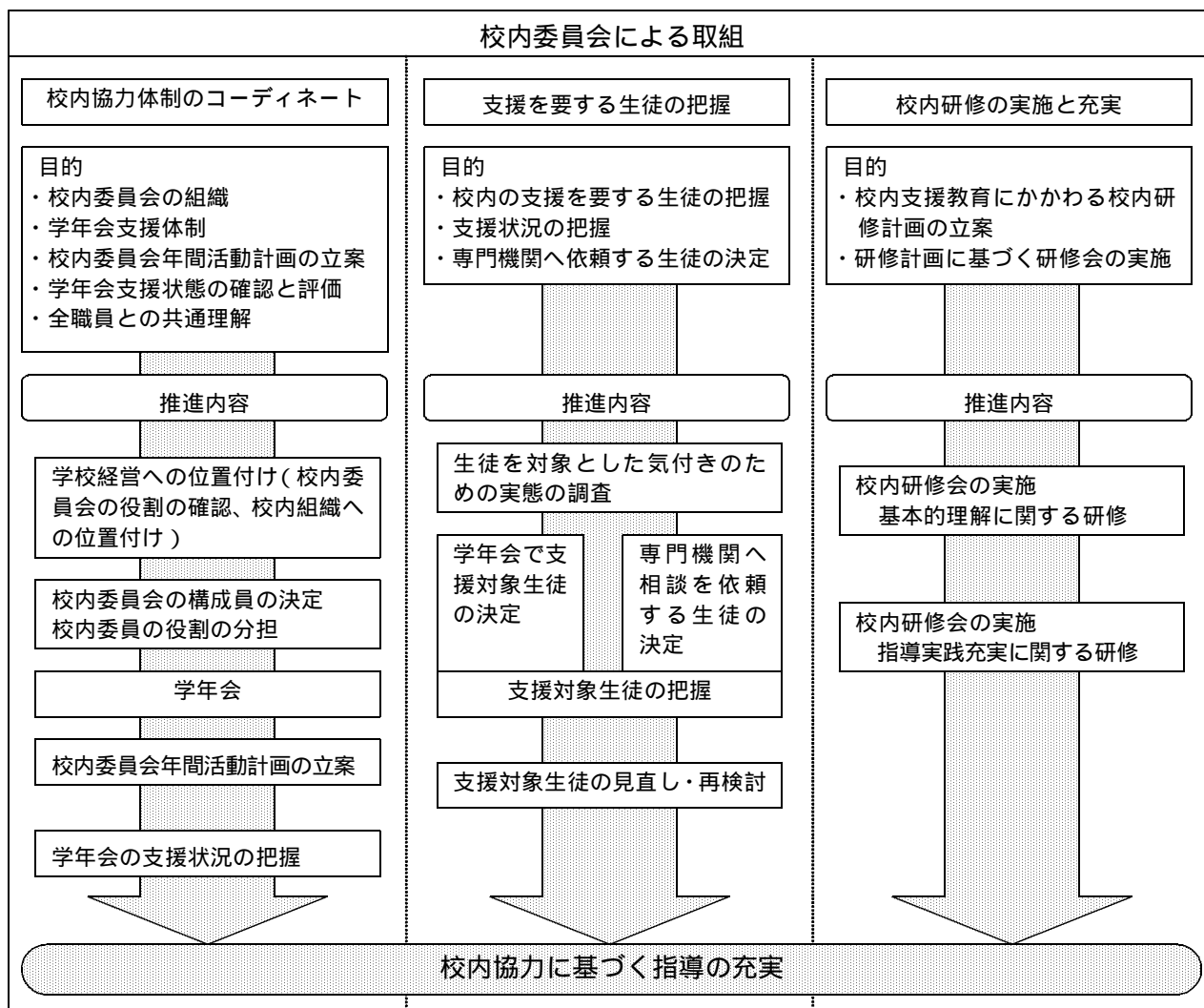
「校内支援体制のコーディネート」では、校内委員会の構築、校内委員会の活動計画の推進、全教職員の共通理解に基づく協力体制づくりを行う。校内委員会の構築では、既存の委員会に特別支援教育機能を付加し、再構築するなどを考えている。また、前次研究と同様に、特別支援教育コーディネーターの指名が難しい小規模校等においては、校内委員会内でのコーディネーターの役割を各構成員が分担することを考えている。本研究においては、「サブコーディネーター」を中学校・高等学校で生徒指導の中心となっている学年会に配置することで、学年会の特別支援教育機能を推進し、充実を図る。コーディネーターは、校内委員会の企画・開催や校内研修などの年間活動計画の立案、支援を要する生徒の把握を行い、校内の連絡調整を中心となり担うことを考えている。

「支援を要する生徒の把握」では、学年会において決定された支援を要する生徒について全校的に把握し、校内の支援状況の把握に役立てる。また、二次的な障害など原因が複雑で対応が難しい事例では、学年会の要請に応じて専門機関への相談の決定と依頼を行い、その窓口となる。

「校内研修の実施と充実にかかわる推進」では、特別支援教育にかかわる校内研修計画の

実施・充実にかかわる内容で構成し、校内研修は、「基本的理解に関する研修」、「指導充実に
 関する研修」に分けることにする。新たに研修会を立ち上げるだけでなく、既存の授業研究
 会や生徒指導研究会の活用も検討するとともに、日常的に特別支援教育にかかわる情報提供も
 大切な取組であるとする。

以上のことをまとめたものが【図11】となる。



【図11】校内委員会による組織・体制づくりの推進

(1) 学年会による校内支援体制づくり

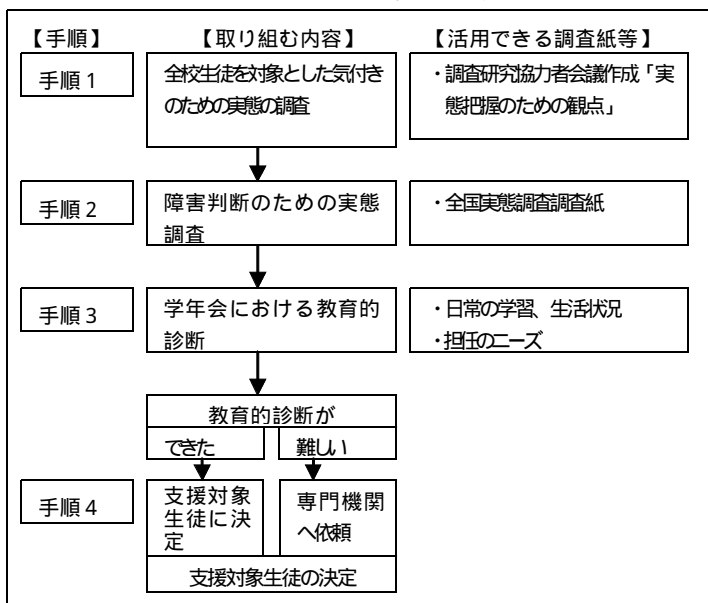
学年支援体制づくりでは、「支援チームの構築」、「実態把握」、「保護者との連携」について取り組むこととする。この中で、特別支援教育サブコーディネーターは、学年主任がその役割を担い、学年会の運営に特別支援教育機能を付加することを考えている。

「支援チームの構築」では、学年会の組織づくり、学年会の活動計画の作成、学年担当教職員の共通理解を図ることを目的とする。学年会の組織では、これまでの組織を引き続き利用することとし、その中で生徒の実際の指導に当たる支援チームを構成する。学年会は、学年担当教職員の共通理解を図り、支援チームの指導状況の把握と支援チームへの支援や助言を行う。

「実態把握」では、気付きから支援の必要な生徒の決定について行うこととする。学年会での対象生徒の実態把握までの流れを【図12】のとおりを設定した。学年会における実態把握では、担任

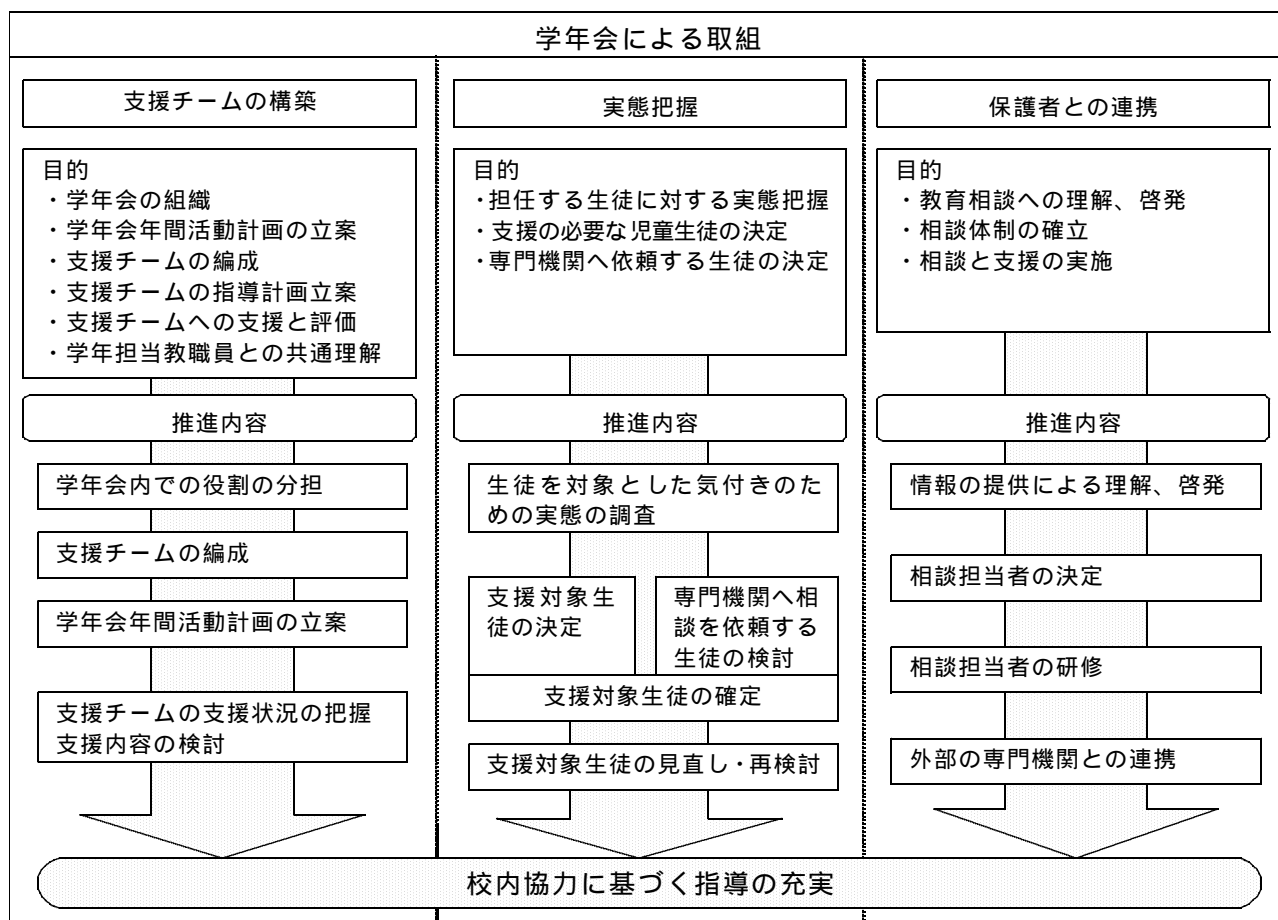
や保護者の気付きから、教育的ニーズに対しての判断を中心として行う。また、二次的な障害が疑われる事例では、校内委員会の判断を受け、専門機関との連携を考える。

「保護者との連携」では継続的に相談と支援を行えるように、支援チーム、特にサブコーディネーターと担任とが中心となり、保護者への教育相談体制を構築することを考えている。保護者との相談や支援は、継続的に行う必要がある。保護者との関係を築いていくためには、情報提供による軽度発達障害への理解と啓発、相談場所・時間の確保、相談担当者の研修、外部専門機関との連携が上げられる。このような取組をする中で、保護者との協力体制の基に、よりよい教育を作り上げていくことが大切である。



【図12】実態把握の流れ

以上のことをまとめたものが【図13】である。



【図13】学年会による校内支援体制づくり

イ 具体的な支援の推進

具体的な支援の推進は、「生徒への支援」と「学級担任・担当者への支援」から構成される。

(ア) 支援チームによる「生徒への支援」

学習面、生活・行動面への支援の推進に当たっては、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」など一人一人のニーズに基づいて計画的、継続的に指導していくことが求められている。しかし、本研究においては、前次研究で有効であった、日常生活における具体的な課題に対応するための実践的な指導計画の取組を踏襲する。生徒の教育的ニーズをより日常的な課題に焦点化・計画化した手だてを講ずるために「支援シート」を用いることとした。【図14】はその一例であり、課題を1～2に焦点化して比較的短い期間で取り組むとともに、随時、支援チームの取組の状況の把握と評価を行い、学年会からの支援、助言を受け支援の見直しを行いながら、実態に即した支援を行うことが大切であると考えた。

進路への支援では、関係機関との連携を図り、将来の進路を選択・決定するための情報を提供するとともに、生徒の進路の課題を把握して時期をとらえながら支援・助言を行っていく必要がある。

	改善・指導を要する点	優先度の高い課題	当面（1か月）の課題	指導の手だて
学 力	A 学力が身に付かない B 書くことがうまくできない C 授業中に違うことをする	C	領域 内容	できる範囲で立ち歩かない目標を決めて取り組ませる
生 活	A 忘れ物が多い B 持ち物の整理ができない C 食事の偏食が多い	A	行動 A 授業中に立ち歩く	
行 動	A 授業中に立ち歩く B 集中しない C すぐかとなる	A	領域 内容 対人 関係 B ささいなことでけんかをする	けんかの原因となる、友だちとのかかわり方のまずさを解消するためのソーシャルスキルを指導する
対人関係	A いじめられがちである B ささいなことでけんかをする C 友達とうまく遊べない	B		

【図14】課題の焦点化

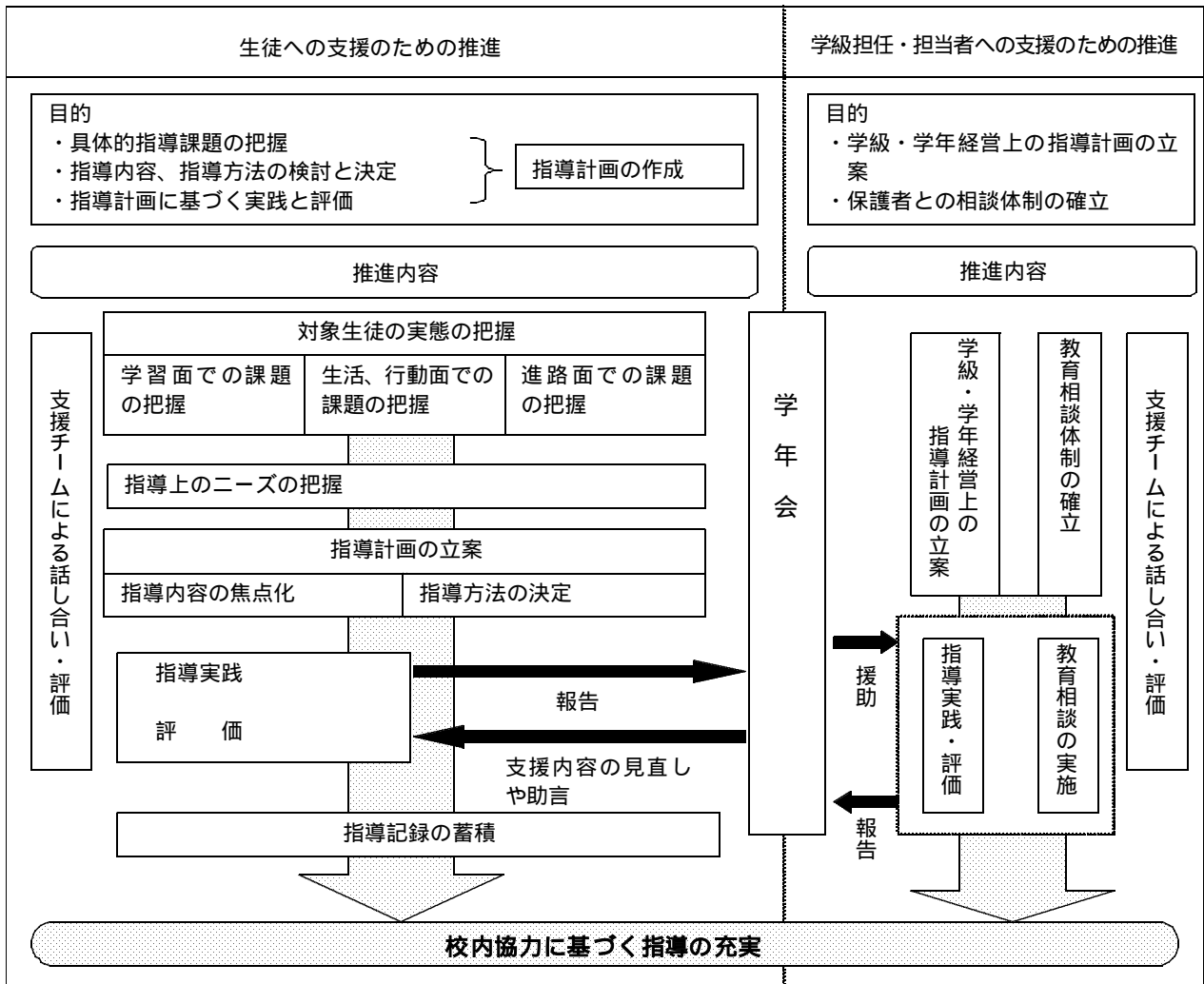
(イ) 支援チームによる「学級担任・担当者への支援」

学級担任・担当者への支援は、「学習・生活指導上の支援」と「学年経営・学級経営上の支援」を行うことを考えている。「学習・生活指導上の支援」は、前述したとおりである。「学年経営・学級経営上の支援」では、他の生徒とのトラブルを想定することが必要である。トラブルへの予防的な対応とトラブル後への適切な対応の両面からの指導を行っていくことが大切であるといえる。

【表1】は、前次研究における学級・学年経営上の支援の例である。

軽度発達障害をもつ生徒に対してだけでなく、一人一人を大切に学級・学年づくりを行っていく学級・学年経営であることを目指したものとした。

(ア)と(イ)をまとめたものが次頁【図15】になる。



【図15】具体的指導の推進

(3) 「中学校・高等学校における特別支援教育校内体制構築のための手引き」の作成

既存の校内体制を活用し、無理なく特別支援教育校内体制を確立していくためには、特別支援教育コーディネーター及びサブコーディネーターが計画的に支援体制づくりを行い、指導実践につなげていく必要がある。

そのためには、特別支援教育校内体制を構築し、日常的に推進していくために必要な内容を網羅した手引きの必要性は大きい。手引き作成のための基本的な方向性を以下に示す。

ア 「組織体制づくり」と「具体的指導の展開」

手引きは、基本的な考え方にあるように、「組織体制づくり」と「具体的な指導の展開」の2部構成とする。コーディネーター、サブコーディネーターが校内支援を推進する際に参考となるもの、具体的な支援を行う際のポイントが分かるものとする。

イ 校内委員会における役割の明確化

校内委員会を効率的に運営するためには、校長のリーダーシップ、校内委員会の機能、特別支援教育コーディネーター、サブコーディネーター、支援チーム等の役割を明確にし、それぞれの視点から具体的な支援が導き出せるようにする。

ウ 実態把握

中学校・高等学校になり、これまでの不適切な対応や障害への自覚などから不登校や引きこもりなどの二次的な障害が現れてくることがある。担任あるいは保護者は、その原因がどこにあるのか分からず対応できずにいることがみられる。

気付きから実態把握へ、実態把握から指導計画へとつながるためのポイントを示す。

エ 支援体制の段階化

特別な教育的ニーズをもつ生徒への気付きから、支援の対象となる生徒の絞り込み、生徒への支援を段階的に行えるようにする。具体的には、学年中心から、校内委員会を中心とした全校体制、そして、専門機関との連携による支援体制が必要である。また、連携を図るための方法についても示すこととする。

オ 記録の蓄積

これまで行ってきた支援について記録し、生徒の変容の様子、支援の具体等について事例を蓄積することで、学校における特別支援教育の充実、指導の向上に役立てる。また、進級や進学先、進路先に対しての具体的なアドバイスや引継ぎのための資料として機能するものとする。

カ 支援計画と評価

支援計画を作成するに当たり、実態把握から指導計画、実践、評価と一連の流れを具体的に示す。支援計画は、学年会、支援チームが中心となって立てるものとする。生徒が抱えている困難さに対して、網羅的ではなく焦点化して取り組めるものとする。取組に対しての評価は、指導の結果だけではなく、計画のそのものに対しても行えるものとする。

研究のまとめと今後の課題

研究一年次目にあたる今年度は、以下のように特別支援教育校内体制の確立に関する基本的な考え方をまとめ、既存の校内体制の活用と発展の在り方についてその方向性を明らかにすることができた。

1 研究のまとめ

(1) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本的な考え方の検討

特別支援教育にかかわる文部科学省や県からの基本方針は、校内における組織的な取組を柱として位置付けている。そういった観点から、当センター特別支援教育室の前次研究では、体制としての整備もさることながら、それぞれの学校が置かれた状況に応じていかに必要な要件を具体的に機能することができるかを基本として、手だてを構築していった。その研究での手だては小学校段階ではその有効性が確かめられたが、中学校・高等学校では、難しいことが予想できる上、今現在、まさに効果的な支援体制を確立できないで苦労している中学校・高等学校は多い。

そうした動向を踏まえて、具体的に各中学校・高等学校において求められることとして「既存の校内体制を活用・発展させた特別支援教育校内体制の確立」の基本的考え方を整理することができた。

(2) 特別な教育的支援を必要とする生徒への支援の現状把握と分析

実態調査では、県内すべての中学校・高等学校における特別支援教育推進にかかわる現状と課題を明らかにすることができた。また、この調査結果を基に、どのような手だてを必要としているのかが明確となり、基本構想及び手だての方向性の検討に活用することができた。

(3) 特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想の立案と指導の手だての検討

前述の既存の校内体制を活用・発展させた特別支援教育校内体制の確立についての基本的な考

え方及び調査のまとめを踏まえて、特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想と以下のような手だての方向性についてまとめることができた。

- 1 校内委員会での取組による組織・体制（全校的支援体制）づくりの推進
- 2 学年会での取組による組織・体制（学年支援体制）づくりの推進
- 3 チームでの取組による具体的な支援（学級担任・担当者への支援と生徒への支援）の推進
- 4 上記1～3の試案推進のために必要となる「校内支援体制構築のための手引き」の作成

2 今後の課題

今年度明らかにした、特別支援教育校内体制の確立に関する基本構想の方向性について、今後は実践的な究明をとおして、既存の校内体制を活用・発展させた具体的な手だて・資料等を検討し、整備していくことが課題である。

おわりに

この研究を進めるに当たり、ご協力いただきました研究協力校の先生方、生徒のみなさんに心からお礼を申し上げます。また、研究協力員としてご協力いただきました先生方に感謝申し上げます。

【参考文献】

- ・岩手県立総合教育センター特別支援教育室(2005)『小・中学校の通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する『校内協力に基づく指導』の在り方に関する研究 - 校内協力推進計画を中心にして - 』
- ・全国特殊学級設置学校長協会(2002),『特別支援教育時代』,三晃書房
- ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所(2004),『学習障害児の実態把握,指導方法,支援体制に関する実証的研究』
- ・吉田昌義,川村久,吉川光子,柘植雅義(2003),『つまずきのある子の学習支援と学級経営』東洋館出版社
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2005)『季刊 特別支援教育 19』
- ・学研(2005)『月刊 実践障害児教育 11』